

日本マクドナルドユニオン・ニュース NO.16

発行日 2008/01/29

発行人 書記長 若松 淳志

メール union@mc-union.jp <http://www.mc-union.jp>

本部：〒108-0023 東京都港区芝浦 3-2-22 連合東京内 電話 0120-154-720

高野さん裁判を受けて、会社は真摯に対応すべきだ！

1/28 東京地裁命令 高野さんの全面勝利

「日本マクドナルドの店長は、管理監督職として認められず、請求された時間外・休日労働手当を支払うこと！」

高野廣志支店長（埼玉県）は、2005年12月22日に東京地方裁判所に残業代を請求する訴訟をおこしました。高野さんは、連続60日以上勤務や月130時間以上にもなる長時間労働の中で体調をこわし、部下も削減される中で家族との生活も満足にできない状況の中で、そうした労働環境を改善しなければいけないとして、MACでは店長が「管理監督職として労働基準法の適用」も受けられないことを訴えたものです。

これまでも同種の訴訟は、多くの事例でなされてきました。1/28の命令では、日本マクドナルドの直営店の店長は、管理監督職ではなく、約503万円の時間外、休日労働手当の支給、約251万円の付加金の支払いを命じたものです。

ユニオンとしてもこの判決を歓迎します。 この東京地裁判断に会社は控訴することなく、店長の勤務と時間管理を含めて早急に実労働時間の賃金支払いについて、私たちユニオンとも協議することを求めるものです。

昨年末、日本マクドナルドエオの組合員の2名も

会社に残業手当の支払いを求める申し入れをおこなっています。

2名の組合員（東京都内店長）は、12月末に会社に対して、それぞれ過去2年分の時間外・休日労働手当（各々約350万円程度）の支給を求める申し入れをユニオンを通じて行いました。

ユニオンは、これから実労働時間の残業手当の支給について、店長の権限について、会社との本格的な協議を申し入れます。

店長・管理監督職問題の緊急お答えメール

メール union@mc-union.jp

この問題について、組合員の皆さん、また、組合員以外の店長はじめ従業員の皆様にも質問にお答えします。勿論、内容厳守です。ご安心ください。ご希望の方には、裁判内容（判決要旨）もお送りします。

掘り下げて考えよう！

「管理監督職」とは？

労働基準法の労働時間、休憩、休日に関する規定における適用除外（労働基準法第41条）とされるものです。一般労働者とは異なる特別な地位ということになります。ですから1日8時間や週で40時間を超えても休日に働いてもその賃金支払いはなく、その分、経営者としての権限を持つこと、それに見合った自由裁量、相応しい賃金や待遇がある人のことを言います。

一般に課長以上だろう、工場長だからと言っても役職の名前の問題ではなく、実態上の判断になります。具体的には、経営方針の決定に参画し、または、労務管理上の権限を有しているか、出退勤について厳格な規制を受けずに自己の勤務時間は自由裁量を持ち、職務の重要度にあう役付手当などが支払われるか、賞与などについても一般労働者に比べて優遇措置があるなどが判断基準です。

東京地方裁判所がMACの店長を「管理監督職でない」とした判断（要旨）

1. 店長の権限等について

ア・クルーの採用や時給の決定、SWマネージャーへの昇格決定権はあるが、店長などに昇格していく社員を採用する権限はなく、ASSTに対する一次評価はするが、OCが第二次を行っており、労務管理の一端を担っているが経営者と一体的立場にはないこと。

イ・従業員代表者と36協定など締結する権利があり、勤務シフト決定や損益計画の作成、販売促進活動も行っているが、店舗の営業時間の設定もこれに従わざるを得ない。独自メニューなどでできず、仕入れ先も自由にできない、商品価格の設定も自由に行えないこと。

店長会議・店長カンパニオンに参加するが、営業方針、営業戦略、人事に関する情報提供は行われるが、企業全体の経営方針に関与していることではない。

ウ・店長は、営業戦略に即して店舗運営を遂行すべき立場で重要な責務を負う立場であるが、その職務権限は、店舗内に限定され、経営者と一体的な立場とは認められない。

2. 店長の勤務状態について

ア・店長としての固有の業務を遂行しているが、店舗の各営業時間帯に必ずシフトマネージャーが必要で、みずからも実態上、長時間この対応をすることが必要で自由裁量があったとは言えない。

3. 店長の待遇について

ア・平成17年の店長の平均年収は、707万円、1st、ASSTの残業手当込みの平均年収は、590万円であり相違があるが、実際は、年収でS評価779万円、A評価696万円、B評価635万円、C評価579万円が各平均額で、C評価店長年収は、1st、ASST平均を下回る。店長職の40%のB評価の比較でもその差は、40数万円となっている。

イ・各種インセンティブもあるが、店長だけでなく支給されること。

ユニオンとしては、

日本マクドナルドエオとしては、結成以来、店長の長時間労働の解消を求め、実態を会社に報告し、社員マネージャーの増員を要求してきました。24時間営業でも各現場重視を求め実態無視の無理なオプションにも異議を唱えてきました。待遇問題でもアシスタントとの残業手当込みでの賃金に待遇上の差のないことで、賃金UPも要求してきました。

会社はいつも店長には権限はあるし待遇もいい、権限論では、できないのは店長の能力問題という内容で、スーパーマン以上の仕事を求めることと同じでした。**多くの皆様のご加入を待ってます。一緒になって会社との交渉を行いましょう！**

これまで以上に皆さんの意見を基に自信を持って強い交渉を行っていきます。

メール union@mc-union.jp

<http://www.mc-union.jp>